

令和3年（行ウ）第15号 怠る事実の違法確認請求等住民訴訟事件

原告 金城 ミツ子 外7名

被告 沖縄県知事玉城康裕

補助参加人 一般財団法人沖縄美ら島財団

第3 準備書面

令和4年5月31日

那覇地方裁判所 民事第2部 御中

補助参加人訴訟代理人

弁護士 与 世 田 兼



第1 原告の対応の問題点について

原告らは、補助参加人に対し、次々と求釈明の申立てをなしているが、本訴審理において必要不可欠なものとは認め難いものと思料するので、原告ら令和4年4月18日付準備書面に基づく求釈明の申立てに対して、応答すべきでないと判断した。以下、その理由を明らかにする。

第2 本訴における争点について

原告らの被告に対する本訴請求は、「被告が補助参加人に対する損害賠償金1億9730万円の支払い請求を怠ることが違法であることを確認すること、その主張・立証が成功することを条件として、「被告は補助参加人に対し、損害賠償金1億9730万円及びこれに対する令和元年10月31日から支払い済みまで年5分の割合による金員の支払い請求をせよ」というものである。

したがって、本訴請求の最重要な争点は、被告が補助参加人に対して、原告主張の損害賠償請求訴訟を提起すべきであると判断せざるを得ないよう

な要件事実についての原告ら主張・立証が成り立つのか否かということに尽きる。

ところで、原告らの本訴提起の訴訟要件である「沖縄県職員措置請求について」の被告沖縄県監査員会の令和3年7月16日付の判断は、大要、下記のとおりのものであった（甲1の1～2）。

記

1 請求の趣旨に対する判断

原告らの措置請求は却下する。

2 請求の理由に対する判断

最高裁（平成21年4月28日）は、「地方公共団体が有する債権の管理について定める法240条，地方自治法施行令171条から171条の7までの規定によれば，客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず，原則として，地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない（最高裁平成12年（行ヒ）第246号同16年4月23日第二小法廷判決・民集58巻4号892頁参照）。もっとも，地方公共団体の長が債権の存在をおよそ認識し得ないような場合にまでその行使を義務付けることはできない上，不法行為に基づく損害賠償請求権は，債権の存否自体が必ずしも明らかではない場合が多いことからすると，その不行使が違法な怠る事実にあたるというためには，少なくとも，客観的に見て不法行為の成立を認定するに足りる証拠資料を地方公共団体の長が入手し，又は入手し得たことを要するものというべきである。」と判示している。

これを、本件請求についてみると、原告らは、「火災の拡大及び延焼については、①防火設備の不備による失火発見の遅れと初期消火の不十分、②消防活動上の障害要因による消火活動の不十分、③防災意識の欠如による消火条件の整備不十分にあったことは明らかであり、これらの不十分がなければ、城郭内の正殿をはじめとする建築物6棟の全焼という悲惨な結果を迎えることはなかったと考えられる」とし、「いずれも、県（被告）に対し、公園内施設の維持管理及び修繕の責務を担っていた指定管理者である財団（補助参加人）が、その責任（管理上の最善注意義務）をもって是正ないし整備をしておくべきものであり」、「その責任に基づく注

意義務を尽くすことなく、首里城の焼失を招いてしまった財団（補助参加人）が、首里城の焼失によって県（被告）が被った損害について全額賠償すべき責任を有することは明らかである」としているが、これらは請求人（原告）の考えを述べているにとどまり、他に客観的な証拠も示されておらず、県（被告）の財団（補助参加人）に対する損害賠償の存在を認定するに足りる証拠資料が示されているとはいえない。

また、県（被告）に損害が生じているとはいえず、これらに対して県（被告）が損害賠償請求権を有するとは認められない」旨、誠にもって正鵠を射た判断が示されている。

よって、本件訴訟は、原告らにおいて、上記判断を覆すに足りる十分な主張・立証がなされるか否かが最重要な争点となるところ、現在時点までにおいて、原告らの主張・立証は全くなされていないに等しい。

第3 補助参加人は原告主張の加害行為者ではないことについて

1 補助参加人は不法行為者であるか

原告主張によれば、補助参加人は、本件首里城火災の加害行為者であり、かつ原告主張の損害を被告に与えたものであると主張しているので、この原告らが主張・立証すべき不法行為の要件事実を整理すると下記のとおりとなる

記

- ① 被告が一定の権利又は保護法益を有すること
- ② 上記の権利又は保護法益に対する補助参加人の（加害）行為
- ③ 補助参加人に上記②について故意があること、又は補助参加人に上記②について過失を基礎づける事実
- ④ 請求原因②の加害行為によって、後記⑤の被告沖縄県に発生した損害との間に因果関係が存すること
- ⑤ 被告沖縄県に損害が発生したこととその数額

2 補助参加人は不法行為者と認定できないこと

原告ら自白によっても補助参加人が首里城火災の原因行為者でないことについては全く争いがない。

原告ら主張によれば、補助参加人は、被告沖縄県より首里城管理に関し指定管理者であったところ、本件火災の原因は、

- ① 外付けコンセントに接続された延長コードの漏電が原因であること
- ② 補助参加人は、この漏電事故発生を未然に防止するため、清掃員らに対し、夜間、外付けコンセントに接続されているプラグを抜くようにとの指示をなすべき注意義務を負担しているところ、その義務に違反した結果、本件火災が生じたから過失ある加害者となる
- ③ 補助参加人が被告沖縄県に与えた損害は、固定納付金に係わる損害 9730万及び被告沖縄県所有の美術工芸品の焼損1億円であるというものである。

3 火災の原因について

原告主張の火災原因は、「後付けコンセントに接続された延長コード」に「電氣的異常があり」これが出火原因であるとする。しかしながら原告らも自白するとおり、那覇市消防局の火災原因判定書によれば、「火災の原因は不明」とされていることよりして、原告らの上記主張については証明が全くなされていないに等しい。

仮に、上記延長コードが出火の原因であると仮定しても延長コードの漏電による出火ということがあり得るという予見可能性は全く認め難い。したがって、延長コードから漏電して出火する危険性があると予見できるから、常にプラグを抜くべきという原告らの注意義務の設定それ自体が大問題と解すべきであり、補助参加人に指定管理者としての過失があると認定される可能性は全くあり得ないことである。

さらに加えて、本件火災を原因として、被告沖縄県に損害が生じていないことについては、沖縄県監査員会の理由書において明確に論じられていることよりして、原告らの本訴請求には全く理由がないこと余りに明白である。

第4 結論

以上で明らかにしたとおり、原告ら主張の被告が補助参加人に対して不

法行為に基づく損害賠償請求権を有していること、被告がその賠償請求を怠っていることのいずれの要件についても不存在であることが本件記録上、既に明白となっているから、補助参加人は原告らの求釈明に対して応答をなす必要を認めない。

むしろ逆に、本件記録上、原告ら主張の補助参加人が首里城火災についての不法行為責任者であるとの主張・立証が、到底、成り立ち得ないものとなっていることが明白となっている以上、本件訴訟は速やかに結審の上、請求棄却の判決がなされるべきである。

以上